

業務仕様書

1 業務名

麻生球場観覧場ベンチ保全業務

2 業務目的

麻生球場観覧場のベンチについて、経年劣化による座面の割れや固定金物の腐食による脱落が発生しており、利用者が接触してケガをする恐れがあるため、ベンチの保全を行う。

3 履行場所

麻生球場（札幌市北区麻生町7丁目）

4 履行期間

契約締結日から令和5年1月17日(火)まで

※履行期間内にマニフェスト伝票(E 票も含む)の写しを提出し、完了期限までに最終処分が終了したことを示すこと

※現地作業は、供用期間外(令和4年10月17日以降)に実施すること

5 業務内容

(1) 既存ベンチ撤去

1) 既存ベンチ撤去 275m

- ・既存ベンチは、長さ 3.5～6.5m/箇所、幅 230mm。撤去箇所は、53 箇所。
- ・既存ベンチを固定している金物及びアンカーボルトを撤去する。

2) 既存ベンチ搬出 1式

3) 産業廃棄物処分 1式

(2) 仮設ベンチ設置

1) 仮設ベンチ製作 275m

- ・仮設ベンチの製作は、製作図を提出し、担当職員の承諾を受けてから行うこと。
- ・2×4材等で仮設ベンチを製作する。
- ・ビスはステンレス製とする。
- ・座面の高さは、400 mm～470 mm(躯体寸法 下段:高さ 350 mm、上段:高さ 380 mm)とする。
ただし、既存躯体により、上記寸法とすることが困難な場合は、担当職員と協議の上、座面の高さを決定する。
- ・座面の幅は、230 mm～300 mmとする。
- ・角やバリ、ささくれ等を処理し、利用者がケガをしないように配慮する。

2) 仮設ベンチ設置 275m

- ・仮設ベンチをステンレス製のビスでコンクリートに固定する。

3) 仮設ベンチ塗装 275m

4) 資材搬入・運搬 1式

5) 産業廃棄物処分 1式

(3) その他

養生・清掃 1式

6 産業廃棄物処理

- (1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
現場着手前	工程表	担当職員の承諾を受けた後に現場着手すること
	業務計画書	
	ベンチ製作図、改修位置図	
完了時	完成図書 (以下の書類を綴じる) ・業務計画書 ・ベンチ製作図、改修位置図 ・写真帳 ・マニフェスト伝票の写し	CD-R 等にて電子データも提出すること 書類を綴じる際は見出し等を付け分かりやすくすること ・承諾済みのもの ・承諾済みのもの ・履行期間内に E 票も含めて提出すること
	完了届	

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

※工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出すること。

※担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

※写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (4) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書(平成31年版[平成31年5月改定])」に基づき作業を行うこと。
- (5) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。